

市内全域で
有害鳥獣駆除を実施します

問 産業振興課 ☎(55)7128

鳥獣による農作物への被害を減らすため、市内全域で鳥獣駆除を実施します。駆除は、猟友会の有資格者が銃器(散弾銃・空気銃)を使用して行います。細心の注意を払い安全確保に努めますので、ご理解ください。

▼実施日時/10月6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火) 午前9時～午後5時

野焼きなどの焼却行為は
法律で禁止されています!

問 環境課 ☎(55)7114

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です!

▼禁止行為

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積み等の炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす
- ※違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。



【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却(ごんど焼きなどの地域行事における焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却
- (害虫駆除のための稲わら焼却など)

※廃びニールなどの焼却は不可
・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量で周辺地域の生活環境に著しい影響を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となる場合があります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることも考えられます。例外行為であつても焼却をされる方の都合だけでなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

犬・猫の問い合わせ

問 環境課 ☎(55)7114

最近、犬や猫に関する苦情が多数寄せられています。内容は鳴き声・放し飼い・糞の不始末によるものがほとんどです。ご近所の迷惑にならないためにも、飼い主が責任を持って正しい飼育をしましょう。

▼野良猫への餌やり/飼い猫ではない猫への「かわいそうだから」という理由のエサやりが、ご近所トラブルを招いています。エサがもたらえることを覚えて猫が集まることで、周辺地域が汚されたり、鳴き声や臭いで迷惑する方がいます。中には、猫が苦手な方やアレルギーを持っている方もいます。無責任なエサやりが、飼い主のいない「不幸な猫」を増やすだけでなく、ご近所トラブルの原因になる場合もあります。絶対に止めましょう。

▼飼い主の分からない犬・猫を保護したら/犬・猫などの行方不明情報と照らし合わせをしますので、特徴やいつ、どこで保護したかを愛知県動物愛護センターへお伝えください。

また、津島警察署にも情報が寄せられている場合がありますので、そちらにもご連絡をお願いします。
・愛知県動物愛護センター尾張支所 ☎0586(78)2595
・津島警察署 ☎(24)0110

議会9月定例会放映のお知らせ

9月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
9月3日(木)	一般質問	9月8日(火)午前10時～・午後7時～
9月4日(金)	一般質問	9月9日(水)午前10時～・午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141

お知らせ
暮らしに便利

ハイ・11番です
健康ガイド

スポーツ
イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics